

和歌山県立近代美術館内レストラン出店者公募要項

第1 公募の内容

1 目的

この公募要項は、和歌山県立近代美術館内レストラン（カフェも含む）について、利用者にとって、メニュー、価格、サービス、雰囲気等でより満足度が高く魅力ある運営を行うことができる出店者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項について定めたものです。

2 指定する業務

和歌山県立近代美術館内レストランの運営に関する一切の業務

3 出店する場所

和歌山市吹上1丁目4番14号

和歌山県立近代美術館（以下「近代美術館」という。）2F

レストラン部分172.7㎡

客席数（現状） 46席

4 出店にあたっての基本的な考え方

企画立案にあたっては、特に次のような点を重視してください。

（1） 安定的な店舗運営の確保

ア 安定した経営状況

イ 算出根拠が妥当で健全な収支計画

ウ 経営実績、類似施設での出店経験、運営ノウハウ

エ 明確な組織体制

オ 危機管理体制（消防法の遵守も含む防災及び安全対策）

（2） 店舗内容及び良質なサービス向上への取組

ア 利用者のニーズに合致したメニュー構成、価格

イ 食事の提供方法

ウ 接客マナーを含めた利用者に対するサービス教育

エ 利用者からの苦情への対応

オ 業務改善への取組

カ 集客方法

（3） 食品衛生への取組及び環境への配慮

ア 食中毒防止対策、従業員への衛生教育

イ 廃棄物の適正処理（バックヤードにおける廃棄物移動の際の適正処理を含む）

ウ 近代美術館の作品保存環境への配慮（生花の持ち込み原則禁止を含む）

エ 省エネルギーへの配慮

（4） 近代美術館の施設としてふさわしいデザイン、雰囲気に関する配慮

レストラン入口・アプローチの装飾、インテリア、看板等、音量等抑制

(音楽、演奏、マイク、大声等)

(5) 開館時間帯貸切営業時の来館者への配慮

5 出店内容

(1) 出店の方法及び根拠

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく行政財産の使用許可により出店するものとします。

(2) 営業条件等

休業日は、近代美術館の休館日とします。なお、特別な事情で近代美術館の休館日に営業を希望する場合はその都度協議を行います。休館日は月曜日(祝休日の場合は翌日)、年末年始、展示替え等の期間

(3) 営業時間等

- ・11時から17時までは原則営業を行うこととします。
- ・上記の時間帯を超える営業を希望する場合は美術館と協議の上、決定することとします。ただし、営業時間は最大で9時半から22時頃までとします。

ア 近代美術館の開館時間

9時半から17時まで。入場は16時半まで

イ 来館者用駐車場(利用者等)

開館時間内 2時間まで無料、以後30分ごと100円

ウ メニュー

昼食、軽食及びドリンクの提供は必須とします。

近代美術館としてふさわしいメニューを提供してください。

エ 価格

開館時間内においては、来館者が利用しやすい価格としてください。

(4) 使用許可期間

ア 使用許可期間は、令和7年9月1日から令和8年3月31日までとします。

なお、使用許可の更新を受けようとするときは、使用許可期間満了の日の1ヶ月前までに、教育財産使用許可申請書を提出のうえ、許可を受けるものとします。(ただし、契約の初日から5年を限度とします。)

イ 使用許可の更新を申請しない場合は、満了6か月前までにその旨書面をもって知事に通知しなければなりません。ただし、やむを得ない事情がある場合を除きます。

ウ 店舗の設置・準備、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

エ 使用許可期間の途中で、出店者の自己都合により営業を止めることはできません。ただし、やむを得ない事情があると県が特に認めた場合は、この限りではありません。

6 費用負担

レストランの運営に係るすべての経費は、出店者の負担とします。

(1) 行政財産使用料

レストランの施設使用料は和歌山県使用料及び手数料条例に基づくものとします。県が発行する納入通知書により指定する期限までに納付していただきます。

出店者が契約条件に違反するなど出店者の責に帰すべき理由により契約を取り消す場合、既納の行政財産使用料は返還しません。

なお、県が、公用又は公共用に供するために契約を取り消す場合、既納の行政財産使用料のうち、未経過期間分を日割り計算により返還します。

使用面積はレストラン、厨房等を併せて172.7㎡

ア レストラン部分

$173.0 \text{ m}^2 \times @7,920 \text{ 円} \times 1.1 \div 12 \times 7 = 879,186 \text{ 円 (税込)} ※R7.9.1 \sim R8.3.31$
(7ヶ月分)

$(173.0 \text{ m}^2 \times @7,920 \text{ 円} \times 1.1 = 1,507,176 \text{ 円 (税込)} ※12ヶ月分)$

イ 看板設置料金

1㎡あたり1,300円 $\div 12 \times 7 = 758 \text{ 円 (非課税)} ※R7.9.1 \sim R8.3.31$ (7ヶ月分)

(1㎡あたり1,300円 (非課税) ※12ヶ月分)

(2) その他必要経費

ア 使用許可期間中に店舗で使用した光熱水費のうち、電気料金及び上下水道料金については、実費相当分全額を出店者の負担とします。県が設置する計量器(子メーター)の指示値に基づき計算しますので、県が発行する納入通知書により指定する期限までに毎月(上下水道は2ヶ月毎)納入してください。

【計算方法】

●電気料金

照明及びコンセント関係の使用は関西電力の契約種別「従量電灯A」、空調関係の使用は同「低圧電力」に基づき算定

●水道料金

和歌山市の上下水道の料金に基づき算定(口径40mm)

イ ガスは出店者で直接契約してください。

ウ 内線電話は県が設置します。内線による電話は無料です。なお、外線を使用したい場合は、電気通信事業者と直接契約してください。

エ 契約保証金

a 契約締結の際、契約保証金を納付していただきます。

b 契約保証金は、「契約期間にかかる行政財産使用料に消費税及び地方消費税の額を含めた額」の100分の10とします。

c 契約保証金の納付について、県と契約する日までに県が指定する方法により納付しなければなりません。

d 契約保証金の還付について、契約履行後に和歌山県財務規則第94条の規定により還付します。

7 使用の制限等

(1) 使用の制限

ア 出店者は使用許可物件をレストランの営業以外の用途に供してはなりません。

イ 出店者は、使用許可物件を善良な管理者の注意をもって、維持保全しなければなりません。

ウ 上記イの規定による維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。

エ 出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等をすることはできません。

(2) 工事等の制限

ア 使用の許可を受けた部分について、現状を変更する等の工事を行うとき、修繕、模様替その他の行為をしようとするとき又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面により県の承認を受けなければなりません。和歌山県立近代美術館（建築物）は著作権法上の著作物であり、この点に配慮する必要があります。

イ 上記アの工事、修繕等を行う場合は、出店者自らが行うこととし、その場合の費用は出店者の負担となります。

(3) 商品の搬入・廃棄物の搬出等

ア 商品の搬入及び廃棄物の搬出等における駐車場の一時使用については、近代美術館総務課職員の指示に従ってください。

イ レストラン内で発生する全ての廃棄物の処理は、出店者自らが行うこととしその費用は出店者の負担となります。バックヤードにおける廃棄物移動の際の廃棄物管理にも注意してください。

(4) レストラン内の清掃

出店者は使用の許可を受けた面積に係る清掃を自ら行うこととします。

(5) 営業許可の申請

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、すべて出店者の負担で行ってください。

(6) その他

レストランの運営にあたっては、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守しなければなりません。

8 設備の諸条件等

(1) レストラン内のテーブル、椅子、什器等で別紙1に示す備品については、無償で貸与します。ただし、貸与するものは現に使用しているものであり、新品ではありません。

なお、県では修繕や更新は行わないので、修繕等が必要な場合は、出店者の負担で行ってください。

また、故意または過失により備品等を毀損滅失したときは、弁償または出店者の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達してください。

(2) 現出店者所有の厨房機器、食器、備品、装飾品等の再利用を希望する場合は、直接所有者と交渉してください。

第2 使用許可等

1 使用許可

選定された出店者は、第1の5(1)のとおり使用許可を受けなければなりません。

2 使用許可の取消し又は変更

県は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができます。

- (1) 出店者が使用許可の条件に違反したとき
- (2) 出店者が第3の1応募者の資格を失ったとき
- (3) 第3の2選定審査対象からの除外の条件に該当したとき
- (4) 県において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき

3 原状回復

- (1) 使用許可期間が満了したとき又は使用許可が取り消されたときは、出店者は自己の負担で、県の指定する期日までに、使用許可物件を原状に回復して返還しなければなりません。ただし、県が特に承認したときは、この限りではありません。
- (2) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、県は出店者の負担においてこれを行うことができます。

4 損害賠償等

- (1) 出店者は、第1の8(1)の備品等の貸与を除き、故意または過失により近代美術館の施設・設備を損傷し、または滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければなりません。ただし、県が特別の事情があると認めるときは、その全部または一部を免除するものとします。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、出店者は、県が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (3) 出店者は、出店場所の使用にあたり、県又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

5 使用許可の取消しによる損失の取扱い

ア 上記2の規定により使用許可を取り消した場合において、その取消しにより出店者に損失が生じても、県はその損失を補償しません。また、出店者は県に対し一切の補償の請求は行わないこととします。

イ 使用許可が取り消された場合において、出店者は、使用許可物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求は行わないこととします。

6 店舗設置工事

- (1) 出店者は、出店にあたり、現状を変更する等の工事を行う場合は、自らの責任と負担において、必要な設置工事を行うこととします。
- (2) 上記工事については、開始前に、近代美術館と設計及び施工の協議を行った上、近代美術館の承諾を得ることとします。近代美術館は工事終了後に履行確認を行います。この確認をもって工事が完了したものとします。
- (3) 出店者が設置した設備等については、出店者が自らの負担と責任において、維持管理を行うこととします。

7 その他

- (1) 出店者は、建築、電気、機械及び防災等の各設備を常に良好で適正な状態に保たなければなりません。
- (2) 使用許可条件については、本要項に定めるもののほか、県の関係条例又は規則等に定めるところによります。
- (3) 近代美術館の設備点検等のため、営業時間内・外を問わず、近代美術館職員が随時に立ち入ることがあります。
- (4) 出店者は、メニューの工夫、衛生管理、接客態度などに配慮して運営を行わなければなりません。第1の4「出店にあたっての基本的な考え方」第1の7「使用の制限等」については、最大限配慮しなければなりません。

第3 応募の条件等

1 応募者の資格

法人その他の団体及び個人において次の要件を満たしていること

- (1) 第1の4「出店にあたっての基本的な考え方」及び使用許可の趣旨を理解し出店に意欲ある者であること。
- (2) 良質な食事、ドリンク及び優良なサービスを提供できる能力を有すること。
- (3) レストランの企画・運営のノウハウを持ち、飲食店等の健全な運営実績を有する者であること。
- (4) レストランの運営にあたり、資格又は免許を必要とするものについては、当該資格又は免許を有するものを従事させることができる者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等（法人の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に出資している者（個人である者に限る。））又はその支店若しくは営業所等の代表者、その他経営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれにも該当しない者でかつ、将来にわたっても該当しないことを確約できる者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与し

ていると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると思われる者

カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者

- (7) 都道府県税に係る徴収金について滞納していないこと。
- (8) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に該当しない者（第2項各号のいずれかに該当したものであって、その事実があった後2年を経過した者を含む。）であること。
- (10) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (11) 和歌山県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者でないこと。
- (12) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (13) 国、地方公共団体その他公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した容疑で逮捕、書類送検、若しくは起訴され、刑が確定した者（その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (14) 和歌山県内の公共機関が執行する入札に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくは暴力を用いる者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (15) 和歌山県の入札制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度の信用を毀損する者が経営している者又はその者が経営に実質的に関与している者でないこと。
- (16) 本公募に係る現地説明会（第3の4）に参加した者であること。

2 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は選定審査の対象から除外する。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 提出書類の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
- (5) 複数の応募を行い、又は複数の事業計画書を提出した場合
- (6) 提出書類提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
- (7) その他不正行為等があった場合

3 公募要項配布期間及び場所

- (1) 期間 令和7年6月7日（土）から令和7年6月20日（金）までの休館日（6月9日（月）、6月16日（月））を除く10時から17時まで

- (2) 配布場所 和歌山市吹上1丁目4-14
和歌山県立近代美術館 総務課
- (3) その他 和歌山県立近代美術館ホームページからもダウンロード可
<https://www.momaw.jp/bid/>

4 説明会

- (1) 日時 令和7年6月24日(火) 14時から
- (2) 開催場所 和歌山市吹上一丁目4番14号
和歌山県立近代美術館 応接室及びレストラン
電話番号 073-436-8690 ファクシミリ番号 073-436-1337
- (3) その他 参加希望者は、「和歌山県立近代美術館内レストラン現地説明会参加申込書」(様式第1号)に必要事項をご記入の上、和歌山県立近代美術館に直接持参又は郵送(令和7年6月22日(日)必着、配達した事実が証明できる方法に限る。)により提出してください。

5 公募要項に対する質問の受付

- (1) 受付期間 令和7年6月7日(土)～6月29日(日)までの10時から17時まで
- (2) 提出場所 和歌山県立近代美術館 総務課
- (3) 提出方法 「公募要項に対する質問書」(様式第2号)により、提出期間内に直接持参又は郵送(期間内の消印有効)により提出して下さい。
- (4) 回答方法 質問者に対し回答するとともに、受け付けた質問及び回答をとりまとめ、令和7年6月30日(月)までに和歌山県立近代美術館ホームページにて公表します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わると推測される場合は、質問者に対してのみ回答します。

6 応募申請書及び企画書類の提出

- (1) 提出書類 別表1-1に掲載する書類：法人応募者
別表1-2に掲載する書類：個人応募者
- (2) 提出部数 各書類につき、別表1-1から1-2の右欄に掲げる部数
- (3) 提出期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月6日(日)までの9時から12時及び13時から17時まで
- (4) 提出場所 第3の3(2)に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送((3)で記載した期限内に必着のこと、配達した事実が証明できる方法に限る。)
- (6) 留意事項
ア 上記書類のほか、県が必要とする書類の提出を求めています。
イ 提案内容の変更等は、上記の期間内に限り可能とし、締切日以降の書き換え、引き替え又は撤回はできません。ただし、申請書の記載事実(事務所の所在地

等)に変更があった場合は、速やかに「応募申請書記載事項変更届出書」(様式第7号)により届け出てください。

ウ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、「申請辞退届出書」(様式第8号)を提出してください。

6 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱い

7 応募申請書及び企画書類の要件及び取扱

(1) 申請書類及び企画書類の要件

申請書及び企画書類(以下「申請書類等」という。)は、次に掲げる要件のいずれも満たしていることが必要です。

ア 本公募要項に定める申請期間、提出先及び提出方法に適合していること。

イ 記載事項に不備がないこと。

① 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合していること。

② 記載すべき事項が全て記載されていること。

③ 虚偽の内容が記載されていないこと。

(2) 申請書類等の取扱い

ア 申請書類等に記載された個人情報、出店者の選定、審査その他の出店手続きを実施する目的以外に、応募者に無断で使用することはありません。

イ 県は、「和歌山県立近代美術館内レストラン出店者選定委員会」に対し、その所掌事務を遂行するために必要な範囲内で、申請書類等の全部又は一部(個人情報を含む。)を提供します。

ウ 提出された申請書類等は、理由の如何を問わず返却しません。

エ 県が提示する公募要項等の著作権は県に帰属し、応募者が提出した申請書類等の著作権は、それぞれの応募者に帰属します。

オ 県は、出店手続きに係る事務の遂行上必要な範囲において、申請書類等の複製を作成することができるものとします。また、選定手続きの経過及び選定結果の公表等のため必要と認めるときは、応募者の承諾を得て、業務計画書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

カ 申請書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて応募者が負うものとします。

※企画書類の内容は、できるだけ簡素・簡潔に記載してください。

8 その他

開店準備等にかかる協議については、別途その都度行うこととします。

9 問い合わせ先

郵便番号 640-8137

住所 和歌山市吹上1丁目4-14

和歌山県立近代美術館 総務課
電話番号 073-436-8690
FAX番号 073-436-1337

第4 審査及び選定に関する事項

1 選定委員会の設置

近代美術館では、「和歌山県立近代美術館内レストラン出店者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置します。選定委員会は、応募者の審査の結果、最も評価が高いと認められる者を出店者に選定します。

2 審査及び選定の方法

審査及び選定は、次の方法により実施します。

(1) 応募資格等審査（申請の形式的要件に係る審査）

申請書類を受理した全ての者を対象として、本公募要項第3の1「応募者の資格」及び第3の7の「応募申請書及び企画書類の要件」に適合しているかどうかについて、近代美術館総務課において事前審査を行います。

当該形式的要件審査の結果、選定対象とされた応募者を対象として、選定委員によるプレゼンテーション審査を実施します。

(2) 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施

ア プレゼンテーションは、応募者が提案のポイントを30分以内で説明した後質疑応答を行います。

イ 各選定委員は提出された企画書等の応募書類及びプレゼンテーションの内容について、別表2「評価項目及び配点」に基づき総合的に審査し、別表3「評価の方法」により得点化します。

ウ 選定委員によるプレゼンテーション審査の実施は令和7年7月下旬頃を予定しており、令和7年7月中旬に日程及び実施方法等について通知します。

(3) 選定

ア 選定委員会において、(2)イの得点を合計し、最高得点を獲得した応募者を出店者として選定します。ただし、最高得点を獲得した応募者の合計得点が240点未満（最大400点（100点×4人）の6割未満）の場合、出店者として選定されません。

イ 最高得点を獲得した者が複数となった場合は、選定委員会において協議を行い、出店者を選定します。

(4) 結果の通知

選定は令和7年8月上旬を予定しています。審査結果は応募者全員に文書で通知します。なお、他の者に係る審査の結果や内容についての問合せには応じません。

(5) 出店者の公表

出店者の公表は令和7年8月上旬以降を予定しており、近代美術館のホームページで行います。

(6) その他

出店者の辞退等があった場合には、240点以上を獲得した次点の応募者を
出店者とする場合があります。

3 出店決定後の諸手続き

(1) 行政財産使用許可の手続き

出店者決定後、近代美術館と出店者との間で行政財産使用許可の手続きを行
います。

(2) 近代美術館内レストランの運営に関する契約の締結手続き

出店者決定後、近代美術館と出店者との間で、近代美術館内レストランの運
営に関する契約の締結を行う予定です。

別表 1 - 1 企画書類の内容内訳及び提出部数 - 法人応募者

書類名	内 容	提出部数
① 応募申請書	【様式第 3 号】	1 部
② 事業概要	【様式第 4 号】	6 部
③ 企画書	【様式第 5 号】 ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則としてA4用紙とします。 ただし、図面などA4では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④ 企業概要	企業の概要がわかるもの（パンフレット等）	
⑤ 登記事項 証明書	法務局が発行する「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」	1 部
⑥ 役員等一覧	【様式第 6 号】	
⑦ 和歌山県 税、消費税 及び地方消 費税納税証 明書	・和歌山県税の納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか）	
⑧ 印鑑証明書	法務局が発行する印鑑証明書	
⑨ 決算書類 (直近1期分)	・貸借対照表 ・損益計算書 ・株主資本等変動計画書 又は上記に相当する書類の写し (独自に作成している印刷物等も可)	
⑩ 免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	

※官公署の証明書(登記事項証明書、納税証明書及び印鑑証明書)は、証明年月日が申請前3ヶ月以内の原本としてください。

※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、⑥～⑦の書類に代えて、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出してください。

別表 1 - 2 企画書類の内容内訳及び提出部数 - 個人応募者

書類名	内容	提出部数
① 応募申請書	【様式第 3 号】	1 部
② 事業概要	【様式第 4 号】	6 部
③ 企画書	【様式第 5 号】 ・各項目について、提案・PRしてください。 ・図面、体系図等の資料を適宜添付願います。 ・使用する用紙は原則として A 4 用紙とします。 ただし、図面など A 4 では見えにくい場合は、この限りではありません。	
④ 店舗概要	飲食業経営等の概要がわかるもの（パンフレット等）	
⑤ 住民票	市町村が発行する住民票	
⑥ 役員等一覧	【様式第 6 号】	1 部
⑦ 和歌山県 税、消費税 及び地方消 費税納税証 明書	・和歌山県税の納税証明書 ・税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書（納税証明書その 3、その 3 の 2、その 3 の 3 のいずれか）	
⑧ 印鑑証明書	市町村が発行する印鑑登録証明書	
⑨ 決算書類	令和 6 年分の所得税の青色申告書（所得税青色申告決算書を含む。）又は白色申告書の写し	
⑩ 免許等	提案する企画の実施に必要な免許等の写し (既存店舗において取得した各種営業許可等)	

※官公署の証明書(住民票、納税証明書及び印鑑証明書)は、証明年月日が申請前 3 ヶ月以内の原本としてください。

※和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者は、⑥～⑦の書類に代えて、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出してください。

別表2 評価項目及び配点

評価項目	配点
<p>1 安定的な店舗経営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営状況 ・健全な収支計画 ・実績、経験、ノウハウ ・経営の組織体制 ・危機管理体制 	<p>20点</p> <p>【1～5の5段階評価×4倍】</p>
<p>2 店舗内容及び良質なサービス向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供方法 ・メニュー構成、価格 ・集客方法 ・サービス教育 ・利用者からの苦情への対応 ・業務改善への取組 	<p>40点</p> <p>【1～5の5段階評価×8倍】</p>
<p>3 食品衛生への取組及び環境への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食中毒防止対策、従業員への衛生教育 ・廃棄物の適正処理及び省エネルギーへの配慮 ・近代美術館の作品保全環境への配慮 	<p>20点</p> <p>【1～5の5段階評価×4倍】</p>
<p>4 作品鑑賞者への配慮（方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音量等抑制（音楽、演奏、マイクの音量、大声等） ・開館時間帯貸切営業時の来館者への配慮 	<p>10点</p> <p>【1～5の5段階評価×2倍】</p>
<p>5 近代美術館の施設としてふさわしいデザイン、雰囲気に関する配慮（方針）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レストラン入口・アプローチの装飾 ・インテリア、看板等 	<p>10点</p> <p>【1～5の5段階評価×2倍】</p>

合計100点

別表 3 評価の方法

評価基準	評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な店舗経営が非常に期待できる。 ・ 提案内容が非常に優れている。 ・ 評価項目について十分な理解・認識があり、非常に的確。 	5
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な店舗経営が十分期待できる。 ・ 提案内容が優れている。 ・ 評価項目について十分な理解・認識があり、的確。 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な店舗経営が期待できる。 ・ 提案内容が標準的である。 ・ 評価項目について理解・認識が認められる。 	3
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な店舗経営があまり期待できない。 ・ 提案内容が劣っている。 ・ 評価項目について理解・認識があまり認められない。 	2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定的な店舗経営がほとんど期待できない。 ・ 提案内容がかなり劣っている。 ・ 提案内容が評価項目について理解・認識がほとんど認められない。 	1

*各評価基準について、上段は別表 2 の評価項目 1 についての評価基準とし、中段及び下段は評価項目 2～5 についての評価基準とする。

